

# 市民参加・環境教育等

## の推進に関する提言

### ～ 釧路湿原の自然再生のために ～

#### (案)

2003年4月11日

釧路湿原自然再生に係る市民参加・環境教育等の推進方策調査懇談会

## 目次

### 提言の目的と検討の経緯

### 釧路湿原の現状と自然再生事業の必要性

### 自然再生への市民参加の必要性

### 自然再生における環境教育の役割

### 市民参加・環境教育等の推進に関する10の提案

- § 1 人々の湿原への関心喚起
- § 2 湿原と人との関わり（歴史と文化）への理解・普及
- § 3 自然再生のための広報の推進
- § 4 自然再生に関する情報公開と合意形成
- § 5 自然再生への市民参加の促進
- § 6 自然再生への支援・協力の拡大
- § 7 湿原と継続的に関わる学びの機会の創設
- § 8 新しい国立公園利用の創出
- § 9 情報提供やアクセスに関するサービスの充実
- § 10 人・施設・地域のネットワークづくり

### これから

### 釧路湿原自然再生に係る市民参加・環境教育等の推進方策調査懇談会について

### 参考

## 提言の目的と検討の経緯

我が国の多様で豊かな生態系は、ここ数十年の経済成長や生活水準向上の一方で、徐々に衰弱・劣化しつつあります。残されている生態系の保全を強化することはもちろん必要ですが、失われた自然を積極的に再生・修復していかねばならない状況にあります。

釧路湿原では全国に先駆けて環境省、国土交通省等による自然再生事業が始まっています。この数十年で大きく変化してきた湿原の環境をラムサール条約に登録された1980年時点の状態まで回復することを目標とする息の長い取り組みです。湿原だけではなく集水域全体を念頭に置いた大規模な環境保全事業自体が我が国では初めての経験ですが、自然環境の回復にとどまらず、農業との両立や持続可能な地域づくりなどを視野に入れた事業として展開していく必要があります。これまでの環境政策や公共事業にはない新しい考え方やプロセスが必要とされています。

なかでも、具体的な自然再生目標の設定から、自然再生事業の実施、完了後の維持管理、モニタリング・評価に至るまで、事業主体だけではなく地域や市民（注）を含む多様な主体の連携・参画のもとに実施されることや、自然再生事業そのものが環境教育の機会や場として活用されることなど、新しい発想を具体化していくことが求められています。

環境省は財団法人北海道環境財団に委託して2002年9月に「釧路湿原自然再生に係る市民参加・環境教育等の推進方策調査懇談会」を設置し、これらの課題に対してそのあり方や推進方策を検討してきました。本提言は、この懇談会での議論を基に今後本格化する自然再生の動きに盛り込むべきアイデアを10項目の提案として整理したものです。地域特性や地域資源を活かした釧路ならではの方式を構築し、今後の自然再生を先導する先駆的なモデル＝「釧路方式」として、市民参加や環境教育と一体となった自然再生事業が進められることを期待します。

なお、釧路湿原の自然再生を進めるためには、今ある良好な自然を保全していくことが前提となることは言うまでもありません。保全の充実と自然の再生はまさに車の両輪として、様々な取組を進めていく必要があります。本提言においては、その中で特に自然再生という観点から、市民参加や環境教育をどのように進めていくべきかについてまとめました。

---

（注） 「市民」：本提言では「市内に住む人」という意味ではなく、広く「社会の形成に自律的・自発的に参加する人々」、すなわち公民の意味で使用しています。

## 釧路湿原の現状と自然再生事業の必要性

釧路湿原は国立公園面積約26,900ha、湿原面積約19,000ha、うち約8,000haがラムサール条約に登録されており、世界的にも貴重な価値を持つ我が国最大の湿原です。タンチョウやキタサンショウウオをはじめとする希少野生動植物が生息する重要な生態系を擁するとともに、その特異な景観や水源涵養、洪水調節機能等、さまざまな恵みを地域にもたらしています。

一見広大で手つかずに見える釧路湿原ですが、この数十年の流域の経済活動の拡大に伴う農地・宅地開発や河川直線化、周辺の森林伐採等により、湿原の直接的な改変、土砂・栄養分の流入、乾燥化にともなう植生の変化などが引き起こされてきました。その結果、過去50～60年で湿原面積が2割以上減少し、ハンノキ林が3.5倍に拡大するなど、湿原の環境は質・量ともに劣化してきています。人為的な影響によるハンノキ林の拡大などは現在も進行しており、何らかの対策をとらない限り今後もこのような環境変化が進むことが避けられないでしょう。

釧路湿原は道内有数の都市である釧路市に隣接し、周囲を酪農地帯に囲まれているため、これまでも人や産業との密接な関わりの歴史があります。約20万人の人々が暮らす都市とこれだけの規模の湿原が隣接していること自体世界的にも希ですが、それはたくさんの人々が日常的に湿原の自然に接することのできる国内でも代え難い場であるとともに、繊細な湿原環境が日常的に人間活動の脅威にさらされていることも意味しています。湿原と人との関わり方は近年の産業構造の変化や公園利用形態の多様化などにより変化し続けています。さまざまな人為的影響により、自然の遷移をはるかに上回る速度で姿を変えてきた場所が、広大な湿原の随所に散見されます。

湿原をあるべき本来の姿に保つには、湿原が集水域から受ける環境負荷を総体的に取り除いていかなければならず、集水域全体の経済活動や環境管理と自然再生事業との整合が求められます。

このように湿原と人間のかかわりによって変化した環境の現状を再確認し、地域と国民の財産である釧路湿原の環境と共生する持続可能な地域づくりを目的に、湿原を本来あるべき状態に再生していこうというのがこれから本格化する自然再生事業です。

## 自然再生への市民参加の必要性

本来、釧路湿原の自然を再生するためには、湿原そのものだけではなく、神奈川県面積に相当する約25万haの集水域全体で環境負荷を減らしていかなければなりません。しかしこれだけの地域を対象に一挙に自然再生事業を展開していくことは困難なことから、当面は湿原そのものに加え、流域からの環境負荷を強く受ける湿原の周辺地域で事業を展開していくことになります。

例えば湿原南部の広里地域では、1960年代後半に農地造成のために排水路を整備した土地が放置されています。その周囲では、ハンノキ林の急速な拡大や人為的な流路変更による水系・生態系の変化も見られます。ここではこの原野を農地造成前の状態に回復させることやハンノキ林の拡大制御等が検討されています。湿原そのものだけではなく、達古武地域や茅沼地域では湿原への土砂流入等の負荷を抑制するため、裸地や荒廃地を広葉樹を主体とした森に回復させたり、水生植物を使った水質浄化などが検討されています。

このような多様な事業が実際に開始されれば、時間はかかりますが地域の環境は変わっていきます。自然再生を地域・市民にとってより有用なものとするためには、多くの人々が自然再生に関心を寄せ、知り、当事者として関わる必要があります。自然再生は長期的な地域づくりの取り組みのひとつですから、再生の目標設定や評価は地域の将来の問題として考えていかなければなりません。そもそも再生に伴う環境変化は、日常的に観察できる地域の参加・協力なしにはモニタリングしていくことが不可能です。そこで、自然再生を地域住民や関連主体が合意形成しながら進めていく体制が必要となります。多様な主体の参加を得ていくためにも、自然再生に関する正確な理解を進めるための情報提供や関心喚起のための啓発活動が重要なポイントとなります。そして、それらは自然再生事業の対象地域のみならず流域全体に発信し、釧路湿原の保全と再生に向けた取り組みの輪の長期的な拡大に資するものでなければなりません。

このように、湿原の再生は事業主体だけではなく、市民、NPO・NGO、企業、専門家、土地所有者、地方公共団体など、地域社会を構成するあらゆる主体が参加し、協力しあうことなしには前進しません。そのためには、まず市民が自然再生を地域づくりの一環と認識し、事業に関わる全ての情報を共有し、計画段階から実施やモニタリング、評価に至るまでの過程に参加するしくみを設計（デザイン）することが必要です。

# 自然再生における環境教育の役割

市民参加を促進し、あらゆる主体の参画で事業を推進するためには、市民のみならず関わる各主体が環境や再生事業に対して興味関心を持ち、共通の理解を深め、意識を向上させ、問題を解決していくことが必要です。これはすなわち、環境教育の手法を必要とすることを意味しています。

環境教育の目的は、「自己を取り巻く環境を自己の出来る範囲内で管理し、規制する行動を、一歩ずつ確実にすることのできる人間を育成する」ことであり、「共生、循環の理念を持って、参加という手法で持続可能な社会を創造する人を育てる」ことと言えます。

自然再生事業の推進においても、国民の財産である釧路湿原を有する地域の各主体が、自らの責任を自覚し、再生事業に関して担うべき役割と事業に参加する意義を理解するとともに、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、自主的に環境負荷の低減や、事業の支援・参加などの行動を実際を起こすことが必要です。

そのためには、「体験を通じて、自ら考え、調べ、学び、そして行動する」という過程を重視した環境教育を進める場と機会が必要ですが、自然再生事業およびその周辺のフィールドはそのまま環境教育の場として活用でき、市民参加の事業自体が環境教育の機会となり、再生事業そのものが絶好の環境教育の題材と成り得ます。

さらに2000年に策定された新環境基本計画においては、「環境教育が環境政策に不可欠な政策手段であるとの認識の下に、これを環境政策全体の中で適切に位置付け、推進するとともに、すべての個別政策分野において、環境教育を政策立案段階から有効な政策手段として位置付け、推進すること」が明記されています。2003年1月に施行された自然再生推進法においても自然再生における環境教育の位置づけが明記されています。

釧路湿原での自然再生事業が我が国の自然再生を先導していくためには、当初から環境教育の目的と手法をもって市民をはじめ各主体の参加を基盤に構築されることこそが大切であると言えます。

以上を背景に、人々の湿原への関心喚起や歴史と文化への理解・普及、自然再生のための周知・合意形成・市民参加・支援拡大等の促進、学びの機会や新しい国立公園利用形態の創出、湿原来訪者へのサービス拡充、そしてこれらを効果的に進めるための人・施設・地域のネットワークづくり等について、考え方と取り組みを次のように提案します。

## 市民参加・環境教育等の推進に関する10の提案

### § 1 人々の湿原への関心喚起

#### 人々と湿原の接点を増やす

地域や環境に対する無関心が地域や環境を悪化させる。釧路湿原の環境を将来にわたって良好な状態に保っていくためには、長期的に多くの人々が釧路湿原のあるべき姿を考え、保全に関わる状況を創り出していくことが前提となる。このため、釧路湿原の自然再生事業を主導する環境省や国土交通省等は報道機関の協力も得て、地域の多様な主体と協働し、人々の目を湿原に向けるための広報活動を拡充するとともに、人々が湿原に関心を持つための接点を大幅に増やしていく必要がある。

#### 自然や環境以外の関心に訴える

日頃、釧路湿原に関心を持たない人々の目を湿原に向けるには自然科学や環境保全的な視点からのアプローチにとどまらない工夫を要する。単に再生の必要性を訴えるだけでなく、環境以外への関心・目的で人々を湿原に連れ出す仕掛けや、湿原の意外な恵みを街に持ち込んで人々に見せる「出前」的な取り組み等、従来あまり行われていない手法を積極的に用いることが有効と考えられる。

#### 湿原の恵みを知る

湿原の再生が湿原環境の回復だけではなく、保水・浄化機能、洪水調節機能、微気候緩和機能、観光資源等、経済・社会的な恵みを守るものであることを、具体的なデータ等を用いて可能な限りわかりやすく普及させていく必要がある。

### そのためには・・・

ビジターセンター等の施設で、直接湿原保全に関係がなくとも人と湿原との接点を増やしていくために多様なセミナーやコンサート等の文化事業を実施したり、セミナールーム等を空き時間に市民活動や生涯学習の場として開放すること。

湿原の水、泥炭、動植物等湿原を構成する素材を用いた料理やクラフトづくりなどにより、湿原を身近な遊びの材料として普及させること。

人々の湿原との接点をつくるプログラムを開発して街で実施するなど、湿原に行かない多くの人に湿原の恵みを「出前」すること。

湿原域の水文・気象や野生生物等についての情報を拠点施設や市内中心部等にリアルタイムで表示する等、湿原の「今」を考える機会を人々に提供すること。

広告の専門家の協力を得て、湿原再生を商業活動における販売促進や市場調査の手法等を用いて、地域・社会に浸透させる取り組みをモデル的に実施すること。

人と自然の交わりが比較的薄くなる冬に、この時期・地域ならではの湿原を楽しむプログラムを開発し、環境への影響を考慮しつつ事業化すること（スキーやスノーシューによる湿原トレッキング、結氷湖面体験、周辺農地での馬そり、ワカサギ釣り等）。

湿原保全意識啓発のためのキャラクターづくりや統一ロゴによるキャンペーンを行うこと。

地元紙への新聞広告やコミュニティFM放送局等地域に密着したメディアによる継続的な広報・キャンペーンを実施すること。

地域だけではなく道外・海外等外来者の釧路湿原への視線をメディアで紹介し、地元の価値観の見直しにつなげること。

## § 2 湿原と人との関わり（歴史と文化）への理解・普及

### 開発と保全の歴史を伝える

釧路湿原の集水域では、元々先住民による持続可能な自然と共生する暮らしが営まれていた。その後、百数十年の開発と保全の歴史を経て現在に至っている。集水域の今後を考えるにあたっては、これまで湿原やその周辺部がどのような目的で開発・改変され、どのような利益を持たらし、何が失われたのかを十分に検証しなければならない。そのうえで、これらの情報を地域や関係主体が判断の基礎として共有し、人と湿原との関わりを歴史を広く人々に伝えていくことが必要である。

### 集水域の人間活動と湿原のつながりを伝える

釧路湿原はその周囲の森林や水系の働きにより存在し、集水域全体の産業や暮らしの影響を受けている。湿原の再生を進めていくために、人の暮らしや生産活動と湿原との「つながり」を人々が正確に理解するとともに、人間活動に伴う環境負荷を明らかにし、地域の社会・経済の持続に向けてバランスさせながら負荷を最小化していく原則を確立し、普及させていくことが必要である。

### 人と野生生物との関係を考える

希少野生動植物種の保護や野生生物による農林業への被害、移入種による生態系の攪乱など、釧路湿原周辺は人と野生生物との関わりを考える題材の宝庫でもある。このような地の利を活かし、人と野生生物との望ましい関係を考える場として今後活用していくことが望まれる。

### 湿原と人とのよりよい関わりを創り出していく

カーブによる川下りや修学旅行での自然体験等、公園利用の形態が多様化し、湿原内部への人の侵入や、多人数での来訪の増大など、来訪者と湿原の関わりも変化し続けている。その意味を地域が理解するとともに、自然との共生やワイズユースの先進地をめざし、環境への負荷の少ない観光・レジャー形態をこの機を通じて先導していくことが期待される。

一方、自然再生事業も地域の歴史の延長線上の出来事であり、地域の持続可能性を見据えて湿原と人とのよりよい関係を構築するものとならなければならない。したがって、環境面だけではなく、地域の社会・経済・文化への波及・連動をあわせて考えることを基本とする必要がある。

### そのためには・・・

アイヌ語の地名から土地の歴史を学んだり、川・湿原と先住民の歴史を語り部に聞く機会を学校教育や既存の施設に設けること。

自然再生事業に至るまでの開発と保全の歴史を展示化し、湿原への来訪者に伝えること。例えば、先行的に再生事業が進められている広里地区等で、モデル的に開発と保全の歴史を教材としてまとめてみること。

開発や保全の歴史を知るための情報源の所在を明らかにし、冊子やインターネットにより普及すること。

専門家の協力を得て湿原への人為的な環境負荷を目に見える形で来訪者に伝える展示・表示・仕掛けを導入すること。

湿原の保全だけではなく、社会・経済・環境のバランスによる地域全体の持続性を訴える広報活動やワークショップを実施すること。

エゾシカやタンチョウ・ワシ類等シンボリックな大型野生生物と人との関わりをテーマとするガイドツアーや展示解説等を実施すること。

農業や観光等、地域の産業にとっての湿原保全の価値を議論し、広めていくこと。

## § 3 自然再生のための広報の推進

### 保全や再生のための制度を伝える

釧路湿原は様々な法制度による保護や管理が行われているが、その内容や効果は一般にはほとんど知られていない。制度を運用する官公庁が連携してもっとその存在や意義を広め、湿原と人とのつきあい方を啓発していくとともに、制度が有効に機能するよう普及させていく必要がある。

### 民間団体の取り組みを伝える

釧路湿原では民間による保全・再生活動も積極的に行われている。その活動は自然解説・ガイドから、ごみ拾い、各種調査、保全用地の取得・管理、集水域の森林再生、湿地の再生等多岐にわたり、国内でも民間団体による自然保護活動が最も盛んな地域の一つといえる。しかし、個々の活動の規模や情報発信力は限られており、必ずしも地域内外で十分に知られていない。これらの活動についての広報・発信を公的機関も関わって拡充し、その存在を周知させるとともに公共的活動として社会に広め、参加や支援の拡大につなげていく必要がある。

### 拠点施設での広報を改善する

釧路湿原周辺に位置するビジターセンターやエコミュージアムセンターなどの施設では、湿原生態系への理解等に重点がおかれており、現在のところ自然再生に関する情報提供は必ずしも十分に行われていない。関心の高い来訪者が訪問するこのような拠点でこそ、もっと自然再生に向けた取り組みをアピールする必要がある。

また、展望台などの観光施設においても、自然再生の必要性や現在行われている取り組みにふれる展示や情報提供等を積極的に行う必要がある。

### メディアに発信する

インターネットはもちろんのこと、マスコミとの連携、自治体の広報、学校や公共施設での案内・配布物、コミュニティ放送、交通機関・施設等、あらゆるメディアを活用して釧路湿原で行われていることを発信していく必要がある。また、地元に対するきめ細かい発信のみならず、情報は、流域、全国、さらには広く世界を対象と考えなければならない。

### 情報発信から人的交流へ

発信だけではなく、双方向のコミュニケーションを行うことに、より大きな意義がある。湿原の再生の取り組みを国外に発信することで、世界各地の関心・注目を喚起するとともに、同様の取り組みとの交流を生み出すことができる。先進国・途上国を問わずこのようなプロジェクトと連携し、そこから人的交流や国際協力を創出すれば、地域の経済・文化・教育等に様々な波及を期待できる。

### そのためには・・・

地理情報システム（GIS）を活用した集水域全域の環境情報データベースを作成し、法規制等の社会的情報と併せて、インターネット等を通じて広く公開すること。

ラムサール条約や自然公園法等各種規制の対象地域であることを示すサインを作成し、人目に触れやすい箇所へ設置すること。

マスメディアにより釧路湿原の再生や環境教育に関する民間活動を紹介すること（テレビ番組や新聞・雑誌による連載や特集等）。

現在行われている省庁・関係機関・自治体ごとの広報や情報発信等の取り組みを一本化する等、協働により極力効率的・効果的に実施していくこと。

理科、社会科等の学校教科書の題材に採用されるよう出版社への働きかけを行うこと。

ビジターセンターをはじめ、各種公共施設で、釧路湿原の再生の取り組みに関する冊子を配布したり資料、展示等を用意すること。

道外・国外との自然再生をテーマとする姉妹プロジェクト提携その他継続的な交流事業を実施すること。

## § 4 自然再生に関する情報公開と合意形成

### 情報公開に基づく各主体間の合意形成

大規模な自然再生は我が国では初めてであり、今後長期にわたる継続や試行錯誤が予想される。先導プロジェクトとして成功させるには、計画・実施・評価のそれぞれの段階で地域の関連主体や専門家が関わり、十分な議論のもとで進められなければならない。そのためには、関わる全ての主体が必要な情報を共有できる徹底した情報公開のもとに民主的な合意形成が行われなければならない。

### 地域間の合意形成

集水域全体の生活・経済活動が湿原の環境に直接・間接に関わっており、湿原への環境負荷の低減は地域・流域全体を視野に進めなければならない。湿原の再生について上流・下流地域間で十分に情報交流して意思疎通を図り、自然再生と集水域全体の環境負荷低減策を整合させていくことが必要である。

### 情報基盤づくり

現在湿原の保全や自然再生に関する網羅的な情報源が存在しない。これらに関する情報や資料を集積して十分なリファレンスサービス（情報検索や資料提供等）を機能させる情報基盤の整備が急がれる。そこでは、自然再生事業を考えていく上で必要なさまざまなデータへのアクセスが保証されるとともに、専門家以外にも理解できるわかりやすい形での提供が行われなければならない。また、専門的な情報やデータだけでなく、市民参加や環境教育を促進する有用なアイデアを広く収集・集積していけるものとする必要がある。

### 誰でも参加できるオープンな仕組み

地域内外の関心を引きつけ、知恵や協力を集める求心力を働かせるためにも、誰でも参加できるオープンな情報交換の仕組みを持つとともに、自然再生を地域の課題として議論する枠組みを充実させることが必要である。

### そのためには・・・

行政の持つ各種データや調査報告等関連する情報を原則として全て公開し、一般からのアクセスを保証するとともに、インベントリー（情報のリスト）を作成して各拠点施設やインターネットを通じて普及していくこと。

自然再生に関わる全ての会議は原則として公開で実施し、行われた議論をインターネット上で公開していくこと。

行政のみならず市民や専門家によるモニタリングデータを蓄積するデータベースを情報拠点となる施設に構築し、GIS等を用いて視覚に訴える手法で表示すること。

湿原への流入負荷低減には上流との連携・合意形成が必要であることを踏まえ、自然再生や釧路湿原で起きていること・行われていることを上流地域に伝えるために、定期的なワークショップの開催や広報活動などの仕組みを持つこと。

## § 5 自然再生への市民参加の促進

### 参加のデザインをつくる

公共事業はもともと地域・市民のためのものであり、地域や市民が関心を寄せ、積極的に関わることで、より有用なものとなる。地域の自然再生を新たな地場産業として地域社会・経済に組み込むこと等、地域に暮らす住民自身にとって魅力のあるものにできれば事業の自立的な継続も期待できる。

そこで、自然再生において、地域・市民が担うべき部分・担える部分を明らかにし、地域・市民が当事者として関わるための役割分担と協働の方針（「参加のデザイン」）をたてることが不可欠である。

### 地域・市民の当事者意識を引き出す

地域・市民の目線を事業に反映させるために、地域・市民が計画・実施・モニタリング・評価等に直接参加し、事業を共有しなければならない。地域・市民が自ら参加することで当事者意識が醸成され、正確な理解に基づく判断力と主体的な関わりを引き出すことで、地域・市民を再生事業のパートナーとしていくことを基本的な方針として持つ必要がある。

また、地域で行われる再生事業を地域が自らのためのものと認識できるよう、地域とのコミュニケーションを重視する必要がある。

### 参加の機会を用意する

地域・市民の参加を得るために、個々の再生計画のなかに地域・市民の参加を当初から織り込み、直接・間接に参加できる機会を数多く創り出していかなければならない。また、参加の機会の存在を、地域・市民に対して認知されるまで発信し続ける必要がある。

### 参加しやすくする

参加機会に関する情報のみならず、移動、滞在、食事等、湿原への来訪者の情報ニーズに十分に応えるホスピタリティが必要とされる。加えて、参加のためのプログラムは、日程や内容が多様であることなど参加・選択しやすさを最大限重視する必要がある。ただし、安価であればいいわけではなく、プログラムがその質に応じた適正な対価で評価され、地域にビジネス・雇用として定着させていくことを目指さなければならない。

### 参加の魅力をつくる

参加者・来訪者に対して再生事業への協力を期待するだけでなく、再生事業への参加を通じた自己実現の機会の提供や地域との交流などをセットで企画し、地域づくりの一環として釧路地域への来訪・滞在の新たな魅力を創り出していく必要がある。

### 専門家の参加の促進

一定のルールのもとに再生サイトを調査研究の場として提供し、その成果を発信していくこと等により、オープンな研究フィールドとして育てていくことも求められる。

### そのためには・・・

再生事業の計画段階から地域との協働で参加のデザインとプログラムを作成すること。

森林植生の回復等に必要となる広葉樹の苗木の生産等、必要となる工程を極力地元の農家や林業家等の事業として実施すること。

自治体による広報や交通機関等で再生事業への参加機会の情報を十分に発信すること。

一般向けだけでなく、学校向け、企業向け、ツアー客向け等、様々な主体を想定した参加プログラムを用意し、パンフレット等でそれぞれに対して周知するとともに、実施状況をマスコミ等を通じて広報していくこと。移動手段や装備の提供、食事や宿泊の斡旋、託児等、参加者への便宜を地域が一体となって提供すること。研究者や活動のコーディネーターをインターン（研修生）として受け入れる制度を創設すること。

## § 6 自然再生への支援・協力の拡大

### 間接的な協力の輪を拡げる

再生事業の存在や参加の仕組みが広く世に知られていけば、直接作業に参加できなくても力になりたいという潜在的な支持層も生まれる。このような意思を無駄にせず、地域はもとより広く全国から間接的な支援・協力を受け入れる仕組みが必要である。そのためには、双方向の情報交流を持つとともに、エコロジカルな地場産業の振興等持続可能な地域づくりに関わる話題を含め、ここで行われていることをインターネットやマスメディアを通じて全国に発信し、産業や地域づくりへの関心とあわせて支援の環を広げていくことが望まれる。

### 民間活動への支援を募る

すでに市民活動による土地の買い取り・借り上げや植樹等が実施されているが、このような事業の現場では活動資金の調達や専門家の協力を必要としている。このような活動への資金協力や専門家の参加・アドバイスを遠隔地からも含めて広く募り、活動をより確かで大きな動きとしていくことが必要である。

### 買い物や消費を通して協力する仕組みをつくる

地域の日常生活や経済活動がもたらす湿原への間接的な環境負荷を改善していくことも自然再生の一翼を担う。このような考え方を普及し、買い物や消費を通じて市民や来訪者が間接的に貢献する仕組みを創り出していくことが必要である。このため、地域内外の企業・事業所に対して、湿原の再生に資する商品販売や事業所における環境配慮等を推奨し、環境配慮型の事業活動を地域の特色として促進していくことが求められる。

また、地域の農林水産業が自然再生を直接間接に支援・参加できるアイデアも必要とされる。

### そのためには・・・

ファンクラブ方式での資金調達や交流事業を実施すること。

再生事業や地域づくりについてのメッセージを広く受け付け公表していくこと。

地域外を含め、専門家の協力制度を持つこと。

売り上げの一部が民間による自然再生活動の資金になるような自然再生支援商品を拠点施設や宿泊施設、土産店等で販売すること。

宿泊施設等でタオル・シーツ交換を断ることによる水質保全への貢献や、使い捨て製品を使用しないことによるごみ減量等、簡単な選択で貢献できる環境配慮を地域に浸透させるとともに、このような形で湿原の保全・再生に参加できることを広めていくこと。

一次産業を含め、地域内外の事業者にも釧路湿原の再生への具体的な協力を宣言して実践し、公開してもらい、それを認証してマークを表示するなど、たくさんの事業者が再生に参加できる仕組みを創ること。

## § 7 湿原と継続的に関わる学びの機会の創設

### ビジターセンター等の機能を強化する

湿原への関心を高めるには、好奇心や疑問を持ったときにその期待に応えてくれる情報拠点や、より深く知り学びたいというニーズを満たす学習・体験の機会が広く必要とされる。釧路湿原周辺の既存のビジターセンター等では、現在のところ再生活動についての情報・学習・体験機能は必ずしも十分ではなく、今後拡充・強化していく必要がある。

また、ビジターセンター等の公園利用施設の新設や改修に当たっては、エコ建築化を徹底し、個々の工夫や配慮をわかりやすく解説・表示することで施設そのものを教材として活用していくことが求められる。

### 自然再生事業の今を学ぶ

自然再生は、調査研究と並行して科学的な知見を得ながら長期にわたって実施されるものであり、これまでの公共事業とは異なる特徴を有する。何よりも、自然再生事業は地域や来訪者が試行錯誤の過程を学べる絶好の機会であり、現在先行している広里地域を始め、5カ所の再生地域を当初段階からその考え方や過程を理解し、体験する環境教育の場として活用していく必要がある。

### 学校教育と連動させる

自然再生への参加や学習を、総合的な学習の時間や修学旅行、大学の単位認定等、学校教育のカリキュラムと連動させることで湿原を活用した環境教育を効果的に進めることが可能となる。環境教育のプログラムや教材づくりを地域の学校関係者が関わって進めていくことも必要である。

また、人格形成における原体験の重要性を踏まえ、地域の幼児を対象とした体験教育を体系的に進め、幼少期から湿原を見る目や自然観・社会観の育成を図る必要がある。

### 釧路湿原を環境教育と人づくりのメッカに

釧路湿原周辺は国内でも自然体験・環境教育活動等が最も盛んな地域のひとつとして知られる。自然再生事業を既存のプログラムや事業と効果的に組み合わせることでこの動きを促進し、将来的に釧路湿原一帯を全国的な環境教育フィールドとして地域のブランドに育てていくことが望まれる。

また、参加・環境教育プログラムがリピーターを生めば、この分野の人材育成にもつながる。自然再生技術の開発・習得や自然ガイド育成等、地域一帯を再生事業を通じた新しいスタイルの人づくりのフィールドとして売り出し、地域づくりや人材交流に役立てていくことが期待される。

### そのためには・・・

既存のビジターセンター等の施設で自然再生に関する基礎的な情報を展示やパンフレット等で紹介するとともに、情報源の所在を広報すること。また、自然再生そのものを理解するための学習・活動機能を既存施設を活用しつつ設置すること。

総合的な学習の時間に湿原をテーマとするプログラムを実施することや、自然再生の学習や参加を学校教育カリキュラムに組み込むこと、大学の単位認定と連動させること等を教育当局や学校に要請し、集水域全体に拡大していくこと。

自然再生をテーマとした教材の作成を地元の教員等が参加して行うこと。

地元向けに土日に参加できるプログラムを増やしていくこと。

自然再生への参加を修学旅行のメニューとして提供し、受け入れていくこと。

学校や生涯学習の場に、出張講義を行うこと。

環境教育分野の全国レベルの会合や国際ワークショップ等を実施すること。

公園内の施設や観光施設に、地場の自然素材（間伐材やヨシなどの湿原植物等）を活用するとともに、断熱や採光・採熱等による省エネの徹底、小型風力・太陽光・太陽熱・バイオマスなどによる再生エネルギーの利用、徹底した節水・ごみ減量の配慮、排水・有機ごみの生物処理等を導入し、建築物の環境配慮の見本として環境教育に活用すること。公共機関や企業セクターはこのために必要な支援を実施すること。

## § 8 新しい国立公園利用の創出

### 湿原を楽しむ文化を創る

人々の目を湿原に向け、実際に来訪して理解する人を増やすには、湿原を保全の対象としてだけでなく「一定のルールの下で楽しむ対象・場」という認識を広めていく必要がある。そのためには、一般市民や来訪者が気軽に訪れ、ゆっくり滞在できるための仕掛けを用意するとともに、湿原とのふれあいを楽しむ文化を地域に創っていくことが求められる。

### エコツーリズムを地域産業として浸透させる

湿原の自然や景観を一方的に楽しむだけではなく、参加することで自然再生に貢献したり、自然だけではなく地域の歴史文化や農業等の地域産業の体験等を通して地域と湿原の関わりを理解する「エコツーリズム」を、新しい観光形態・地場産業として地域をあげて定着・振興・育成していくことが必要である。あわせて、来訪者・滞在者の責任を明確にし、現在行われている国立公園利用全体を環境負荷の少ないものに誘導していかなければならない。

### ワークキャンプを定着させる

ワークキャンプのような再生活動そのものを目的とする来訪を、新しい国立公園利用（体験・滞在型観光）の形態として位置づけ、継続的にプログラムを提供するとともに受け入れ体制を整備する必要がある。

### そのためには…

既存のビジターセンター等の公園施設について、環境負荷に配慮しつつ、人々が訪れやすいより快適な滞在や観察ができるように改良していくこと。また、休息のためのコーヒラウンジや地場食材による食事の提供等、滞在時間や機会増につながる魅力を創り出していくこと。

釧路湿原の各サイトや現在行われている観光による環境負荷を調査し、エコ・ツーリズムの視点に立ち、各地域・地点の利用のガイドラインを作成・普及すること。

自然環境のみならず地域の産業や文化等を関連づけて自然再生を理解させるプログラムや展示を地域で持つこと。

エコツーリズム定着・振興の長期ビジョンを地域・市民との協働により策定すること。

自然体験活動全般におけるリスクマネジメントと自己責任を文化として定着させていくこと。

海外のNGOと協働し、国際ワークキャンプの開催やワーキングホリデーによる来訪者の受け入れ等を継続的に実施すること（可能であれば常設プログラム化する）。道外や海外からの来訪者の受け入れ体制をあわせて整備するとともに、交流の場としても育てていくこと。

植林・育苗、水質や動植物調査、歩道・木道の設置・修復等、釧路湿原の再生に関する作業技術の開発や修得・伝達を目的としたプログラムを提供すること。

再生に限らず、市民参加や環境教育を進めていく上で必要なありとあらゆるノウハウを修得し、伝達するプログラムを提供すること。

## § 9 情報提供やアクセスに関するサービスの充実

### 一元的な広報活動を

来訪者に湿原のことを伝えるための案内情報が現在のところ不足している。地域や来訪者の目にもっと触れる場で湿原の価値や保全の必要性をアピールし、伝えていく必要がある。また、このような広報活動や情報提供が官庁・自治体の所管ごとに行われており効果的ではない。関連する機関や地域が一体となり、国立公園施設のみならず、観光施設、宿泊施設、交通機関等を活用して湿原に関する情報提供を横断的に実施する体制が必要である。

### 国立公園利用施設の存在のアピールを

ビジターセンターや展望台、遊歩道など湿原を学び体験できるスポットを訪問するための案内情報やアクセス手段が不足している。参加や学習を進めるにあたっては、自動車だけではなく、個人旅行者による公共交通や自転車・徒歩でのアクセスを想定したきめ細かい情報提供や案内表示が必要である。併せて景観配慮や統一された表示・サインによる雰囲気作り等、この地域の性格を意識づけることも求められる。

### 観光拠点で湿原情報提供を

釧路地域における現在の観光案内システムは、湿原での学習や保全への参加体験に関する情報などが不足しており、特に個人旅行者の多様な好奇心やニーズに十分に答えられるものとなっていない。釧路空港やJR釧路駅など湿原の玄関口となる情報拠点や宿泊施設・交通機関が、これらについての十分な情報と案内パンフレットや地図などの資料を有し、自然再生事業や学習・体験・参加の場の存在を積極的にアピールしていく必要がある。

### 適正な対価でのサービス提供を

各種サービスは、湿原の再生を進めるために無料や安価で提供すべきものと、対価により利用者に評価されて質と経済価値を育てていくべきものとに区別して考える必要がある。

### 双方向のコミュニケーションを

来訪者に情報やメッセージを伝える取り組みとともに、来訪者や情報の受け手からの反応を受け対話する姿勢が必要である。一方的な情報発信ではなく、双方向の情報交流に努め、釧路湿原のファンや自然再生への潜在的な協力者の拡大につなげていくことが求められる。

なお、インターネットによる情報提供にあたってはインターネット環境にない人々の存在を踏まえ、主要な情報は他のメディアの併用を原則としなければならない。

### そのためには・・・

釧路中心市街地の既存施設を利用し、関連官公庁・機関・自治体・市民活動・観光産業等の協働の下に、湿原の再生や関連情報を一元的に発信できる情報センター機能を設置し、戦略的な広報や情報提供を行うこと。

空港や釧路駅での観光案内に、自然再生の広報や参加・学習への便宜提供、エコツーリズムの振興等の役割を持たせ、一般観光以外の来訪者にも有用な総合的な情報センターとすること。また、宿泊施設やJR・バス等の公共交通機関、レンタカー会社・ガソリンスタンド等の自動車関連施設、各種観光施設においても自然再生や参加・学習の機会・場のPRを行うこと。

個人旅行者が手ぶらで来ても湿原を体験できるよう、ビジターセンターで雨具・長靴・防寒具・スノーシュー等を無料または安価で貸し出す。併せてセルフガイド資料を備え付けること。

ビジターセンター等の既存の公園施設に、自然ガイドだけではなく地域の歴史・文化や各種サービス等地域の情報に精通したボランティアスタッフを配置し、来訪者の多様なニーズに応えること。

ホテル・空港・駅・主要観光施設と公園利用施設等を巡回するピックアップサービスの導入を検討すること。

自然再生地域の統一ロゴ等を作成し、関連サイトで簡単な案内や地図とともに表示する。また、道路や駅等の案内表示も独自のデザインに統一し、地域の一体感と雰囲気づくりを行うこと。

情報拠点には情報交流の専任スタッフを置き、外部からの意見や照会に対応する等情報交流が一方通行にならないよう配慮すること。

## § 10 人・施設・地域のネットワークづくり

### 「場」を担う人づくり

以上のようなニーズに応えていくためには、その理念に基づき、関係主体と信頼関係を構築し、間を取り持ちながら市民参加や環境教育の「場」を創り、担っていく「人」がポイントとなる。そのような役割を担える人材を各分野・各地域に確保し、育成していかなければならない。また、このような役割を果たすキーパーソンが最大限の力を発揮できる環境を整備するとともに、その活動を支える組織や活動資金等、事業を継続的に運営する仕組みを再生事業に位置づける必要がある。

### 既存施設も活用した場づくり

釧路湿原には、温根内ビジターセンターや釧路湿原野生生物保護センター、塘路湖エコミュージアムセンター、標茶町郷土館などが開設されているほか、キャンプ場や展望台・遊歩道などの施設がある。今後、自然再生を本格的に開始するにあたっては、これら既存の施設も有効に活用しつつ、広里、達古武、塘路・茅沼、久著呂・幌呂、温根内・北斗の各自然再生対象地域において、情報収集発信、解説学習、参加受け入れ、活動運営といった各機能を有する「場」が整えられ、それらが効果的に連携していく必要がある。特に、先行的に事業が進められていながら現在このような施設のない広里地域において、湿原の再生をキーワードとした多様な市民参加や環境教育を推進し、情報を発信するための「場」の創設が求められる。さらに、釧路湿原の自然再生全般に関する情報の収集発信と活動の中核となる拠点の確保も必要である。

### 自然再生事業を協働の実験場に

このような「場」においては、国、自治体、NPO・NGO、関係団体、専門家等自然再生と関わる様々な主体がそれぞれの得意分野を活かし、協働して事業運営に当たることが前提となる。広里地区を始めとする各再生サイトは、このような協働の実験場としても活用していくべきである。

釧路湿原を将来にわたって保全し、地域の資産として持続的に活用していくためにも、協働による「人」と「施設」と「地域」のネットワークづくりを再生事業のもう一つの目標として強く意識していかなければならない。

### そのためには・・・

釧路湿原野生生物保護センター等の既存施設を活用し、新たに釧路湿原の自然再生全体に関わる情報収集・学習・活動運営機能等を創設すること。

広里地区を釧路湿原の自然再生の先導的な実験場ととらえ、市民参加・環境教育のための拠点機能を新たに持たせること。

これらの拠点で実際に活動する人材を確保し、事業主体がその活動を支えるとともに、関わる全ての主体の協働により運営していくこと。そのような運営や様々な機会を通じて「人づくり」を進めていくこと。

## これから

上記のような提案を実際に事業に組み込んでいくには、自然再生の対象地や流域各地域の環境・経済・社会の状況や人の状況、潜在的な資源・可能性を把握し、個々の地域や分野ごとにそれぞれ最適なアプローチを検討していかなければなりません。この作業は再生事業の計画段階から戦略的に進めていく必要があります。幸いなことに釧路湿原周辺は、十分ではないにしても、すでに行政のみならず民間による多様な保全活動や環境教育が展開されており、この分野では国内屈指の人材・施設・経験等の集積・蓄積に恵まれています。これらの地域の潜在的な資源・力を再認識し、釧路湿原ならではの「仕組み」を再構築することが先導プロジェクトとしての役割でもあり、「釧路方式」を形作ることとなります。

さしあたって、このような釧路の持つポテンシャル（人、施設、活動、経験、自然、文化などの地域資源）を最大限に活用することを前提に、仕組みづくりを急がなければなりません。長期的にはNPO・NGOがこの仕組みの当事者として運営を担っていく必要がありますが、当面は公的機関が中立的な立場でこれを担い、運営主体を築いていくことも求められます。

また、ここで提案した事項については、それぞれ実現可能性や優先度の検討が必要ですが、同時に自然再生を含めた持続可能な地域づくりのために誰が何をすべきか（役割分担）をはっきりさせていく必要があります。国による自然再生事業の最終的な責任は国にあります。その中で地域・市民や農業・林業・観光等の産業が果たすべき役割と責任は現時点では明確ではありません。こういった役割分担のあり方は、自然再生事業の進捗や社会・経済の状況により刻々変化しますから、その時々に応じてその推進体制や各主体の関わり方を見直しながら事業を進めること自体を、一つのスタイルとして確立していかなければなりません。その際、取り組みの有効性やあり方を第三者が評価し、改善策を提案する仕組みを持つことも重要です。

なによりも自然再生を地域づくりの一環ととらえ、地域・市民が育てていく文化が定着することが期待されます。そのことによって、これから30年、50年経って自然がある程度再生したときに、自然だけではなく、地域の生活や産業、歴史文化のそれぞれが新しい意味と関係の中で輝きを増すようになる、そして地域に暮らす人たちが、今よりも豊かな地域になったと感じられるような将来を目指していくことが望まれます。

## 釧路湿原自然再生に係る市民参加・環境教育等の推進方策調査懇談会について

釧路湿原の自然再生事業において、市民参加や環境教育をどのように進めていくべきか、考え方やアイデアを交換するために2002年9月から2003年 月まで、計 回開催された。

### \* 構成（50音順）

- <委員> 有山 忠男（株式会社ライヴ環境計画代表取締役社長）  
新庄 久志（釧路国際ウェットランドセンター主幹）  
高嶋 八千代（北海道教育大学釧路校非常勤講師）  
高橋 忠一（北海道教育大学釧路校助教授）  
（座長）辻井 達一（財団法人北海道環境財団理事長）  
古屋 接雄（北海道標茶高等学校校長）  
丸山 博子（丸山環境教育事務所）
- <臨時委員> 瓜田 勝也<sup>2)</sup>（特定非営利活動法人霧多布湿原トラスト副理事長）  
大西 英一<sup>1)</sup>（釧路武佐の森の会会長）  
佐藤 吉人<sup>2)</sup>（特定非営利活動法人釧路湿原やちの会事務局長）  
澁谷 辰生<sup>1)</sup>（厚岸水鳥観察館専門員）  
竹田 純一<sup>2)</sup>（里地ネットワーク事務局長）  
日高 哲二<sup>2)</sup>（特定非営利活動法人トラストサルン釧路理事）  
両角 陽一<sup>2)</sup>（釧路湿原国立公園ボランティアレンジャーの会代表幹事）

1)・・・第2回懇談会、2)・・・第3回懇談会

<事務局> 財団法人北海道環境財団

### \* 開催状況

第1回	2002年	9月6日（金）	（釧路地方合同庁舎第1会議室）
第2回		10月13日（日）	（北海道標茶高等学校多目的教室）
第3回		12月16日（月）	（釧路地方合同庁舎第1会議室）
第4回	2003年	1月21日（火）	（釧路地方合同庁舎第1会議室）
第5回		3月5日（水）	（釧路地方合同庁舎第1会議室）
第6回		5月下旬開催予定	

## 参考

### \* 自然再生についてのインターネット上の情報源

釧路湿原自然再生ホームページ

<http://www.env.gr.jp/kushiro>（平成15年4月25日から暫定公開予定）

生物多様性関連情報（環境省）

<http://www.biodic.go.jp/kanren.html>

環境省東北北海道地区自然保護事務所

<http://www.sizenken.biodic.go.jp/park/higashihokkaido/index.html>

国土交通省の自然再生事業

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/shizen\\_saisei/shizen\\_saisei.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/shizen_saisei/shizen_saisei.html)

国土交通省北海道開発局釧路開発建設部治水課

<http://www.ks.hkd.mlit.go.jp/kasen/kentou/index.html>

### \* 釧路湿原についての情報源

釧路湿原国立公園連絡協議会 <http://city.hokkai.or.jp/~kkr946/>

釧路国際ウェットランドセンター（KIWC） <http://www.kiwc.net/>

〒085-8505 釧路市黒金町7-5（釧路市役所環境政策課内）

tel 0154-31-4594 fax 0154-23-4651

釧路湿原野生生物保護センター

〒084-0922 釧路市北斗2-2101 tel 0154-56-2345

釧路市立博物館

〒085-0822 釧路市春湖台1-7 tel 0154-41-5809

細岡ビクターズラウンジ

〒088-2141 釧路町字達古武22-9 tel 0154-40-4455

温根内ビクターセンター

〒085-1145 鶴居村温根内 tel 0154-65-2323

塘路湖エコミュージアムセンター

〒088-2264 標茶町塘路原野 tel 01548-7-3003

標茶町郷土館

〒088-2264 標茶町塘路 tel 01548-7-2332

### \* この提言についてのお問い合わせ先

環境省東北北海道地区自然保護事務所

〒085-8639 釧路市幸町10丁目3番地

tel 0154-32-7500 fax 0154-32-7575

財団法人北海道環境財団

〒060-0807 札幌市北区北7条西5丁目

tel 011-707-7011 fax 011-707-7770